

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年7月19日

静岡県知事 川勝平太

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部 ICT推進局 ICT政策課

電話番号 054-221-3679

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 I政第2号
- (2) 業務名 令和元年度音声認識技術導入業務委託
- (3) 納入場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
- (4) 概要 仕様書記載のとおり
- (5) 業務期間 契約日から令和2年3月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム開発業務」、「システム運用・管理業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 入札説明書に示す委託業務を履行した実績（能力）を有する者であること。
- (4) 入札書等の受付期間において県の情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和元年7月24日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記1に同じ

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により申請書等を持参によって提出すること。

提出期間

公告の日から令和元年7月24日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年7月26日（金）午後1時40分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 別館2階第3会議室A

(3) 入札書の受領期限

開札の日時まで（郵送、電送による入札は認めない。）

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県経営管理部 I C T 推進局 I C T 政策課（電話番号054-221-3679）とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は入札説明書による。